

同盟、聯合會の主事及び有給常任は本部、組合の主事及び有給常任其他は聯合會に於て支出する方針を探ること

ト、旅費、手當規定を制定すること

(一) 船單賃の三等賃賃 (二) 手當 出發より歸任まで一日金貳圓の額

二、會務の統一及び整理に關する件 説明 西尾 主事

イ、各主事は十日目毎に執務報告書を作成し會長、組合長の機關を経て本部に提出すること

ロ、各有給者は十日目毎に執務報告書を作成し各監督機關に提出すること (各報告書用紙は印刷する)

ハ、大會、總會、發會式其他の會合に於て必ず綱領を朗讀すること 並に其他の形式を研究すること 例へば各執行機關に屬するものは速上より離れぬこと等の如き

ニ、會旗、組合旗、支部旗、錦旗等の統一

ホ、徽章の作製は總て本部に於て作製すること

三、組織並に規約に關する件

説明 原 中央委員

(一) 各支部機關の構成

イ、支部長、副支部長、幹事長 (主事)、幹事、會計を以て支部執行機關とす

ロ、委員長は各部代表者を以て構成し、次期總會までの代議機關とす

ハ、總會は支部員全員を以て構成す

(二) 各組合機關の構成

イ、組合長、副組合長、主事、會計、執行委員を以て組合執行機關とす

ロ、評議員會は各支部代表を以て組織し次期大會までの代議機關とす

ハ、大會は本部役員並に代議員を以て構成す

(三) 何々支部聯合會の名稱を廢し之を何々方面支部聯絡委員會とし、議長及び書記を置き教育、宣傳、組織、勞働争議の應援等の會務を行ふ